

さぬき市移住体験ハウス設置のための物件選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さぬき市移住体験ハウス事業の用に供するための住宅の選定について必要な事項を定めるものとする。

(選考の方法)

第2条 市長は、次の各号に掲げる基準に基づき、別に定める選定シートにより、当該事業の効果が最も期待できる住宅をさぬき市移住体験ハウス（以下「物件」という。）として選定する。

- (1) 物件の立地環境が適切であること。
- (2) 物件の管理状態が良好であること。
- (3) 物件の借上条件が適切であること。
- (4) 物件の所有者が適切であること。

2 前項の基準に基づく審査は、総務部長、政策課長及び総務部の他の課長のうち1名以上の者による、さぬき市移住体験ハウス候補物件申込書（様式第1号）の内容審査及び必要に応じた現地調査により行うものとする。

3 公募物件が多数である場合は、政策課において候補物件を選定した上で前項の規定に基づく審査を行うものとする。

(選定結果の通知)

第3条 選定の結果は、選定結果通知書（様式第2号）により、公募に応じた者に通知する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、物件の選定に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

さぬき市移住体験ハウス候補物件申込書

年 月 日

さぬき市長 様

申請者 住所
氏名

さぬき市移住体験ハウス候補物件として、別紙のとおり応募します。
なお、本物件の納税義務者及び所有者に係る、物件選定のために必要な市税の記録調査に同意します。

※添付書類

- 物件情報（別紙）
- 申請者の身分証明書の写し
- 物件写真（外観・建物内部）

【注意事項】

- ①申請者は、応募物件の納税義務者とします。共有物件又は建物と敷地の納税義務者が異なる場合は、関係者間で協議の上、代表の方が申請してください。
- ②市の借上げ期間は、賃貸借契約日から5年間とします。
- ③市は、不動産業者への仲介手数料の支払いは行いません。
- ④必要に応じて、応募物件の登記事項証明書の提出及び物件内部調査の立会にご協力いただきます。
- ⑤審査後、すべての申請者に対し、選定結果通知書を郵送します。
- ⑥さぬき市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき、申請された個人情報は、物件選定の目的以外に利用しません。

別紙

物件情報

1 建物の状況

①地番	さぬき市
②納税義務者	(氏名) (申請者との続柄:)
	(住所)
③所有者	(氏名) (申請者との続柄:)
④構造	木造 ・ 非木造
⑤床面積	1階 (m ²) + 2階 (m ²) = 計 (m ²)
⑥建築時期	年 月頃 ※ 空き家開始時期: 年 月頃
⑦駐車場	無 ・ 有 (台可能)
⑧補修の要否	否 ・ 要 (壁紙・フローリング・畳・水まわり・その他)
⑨付帯物件	無 ・ 有 (納屋・倉庫・車庫・その他)

2 間取図 ※別添でもかまいません

1階
2階

3 ライフライン等の状況

①水道	市水 ・ 井戸水
②電気	家屋までの引込み 有 ・ 無
③コンロ	ガス式 ・ 電気式
④トイレ	汲取式 ・ 水洗式（浄化槽 ・ 下水道）
⑤風呂	ガス ・ 灯油 ・ 電気 ・ その他
⑥テレビ	ケーブル ・ アンテナ ・ その他

4 敷地の状況

①地番	さぬき市
②納税義務者	（氏名） （申請者との続柄： ）
	（住所）
③所有者名	（氏名） （申請者との続柄： ）
④登記地目	
⑤敷地面積	m ² ※ 敷地内での家庭菜園： 可能 ・ 不可能

5 賃借の条件等

①希望賃貸料	円／月
②日常管理補助※	できる ・ できない
③賃借希望条件	

※日常管理補助：利用者不定のときの、窓の開閉・庭の草抜き・鍵の管理等の簡易な内容とします

6 その他特記事項

--

7 応募内容に係る問合せ先

氏名	（申請者との続柄： ）		
住所			
TEL	（日中連絡がつく番号をご記入下さい）	E-mail	

様式第2号

選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

さぬき市長

さぬき市移住体験ハウスのための物件選定結果について

この度は、さぬき市移住体験ハウス選定のための物件選定へご応募いただき、ありがとうございました。

さぬき市移住体験ハウス設置のための物件選定要領に基づき審査した結果、貴台応募の物件をさぬき市移住体験ハウスのための物件として選定した（残念ながら貴台応募の物件はさぬき市移住体験ハウスのための物件として選定されませんでした）ので通知します。